

伊 勢 市 公 報

第 88 号
平成 21 年 7 月 6 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	2
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則	4
○ 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	6
告 示	
○ 市議会定例会の招集について	11
○ 公営企業の業務の状況について	12
○ 地縁団体「一之木町会」の規約の変更に関する告示について	33
○ 地縁団体「上條区自治会」の代表者変更に伴う告示について	37
選挙管理委員会告示	
○ 宮川用水土地改良区総代選挙関係 ・ 当選した者の氏名及び住所について	38
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者廃止届けについて	39
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定について	40
○ 伊勢市水道事業基本計画の策定について	41
公 告	
○ 犬の抑留について	42
○ 農用地利用集積計画について	43
○ 伊勢市地域福祉計画のパブリックコメントに関する報告について	44
○ 犬の抑留について	47
○ 伊勢市農業振興地域整備の公告について	48
公 表	
○ 監査委員公表	49

伊勢市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 6 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 25 号

伊勢市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市都市公園条例施行規則（平成 19 年伊勢市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の減免）

第 4 条 条例第 14 条に規定する市長が必要と認める場合及び減免の割合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体が公益又は公用のため使用する場合 10 割
- (2) 市内の生徒、児童又は園児の団体が教育場の目的で使用する場合 10 割
- (3) 地域住民の組織団体が公益上の目的で使用する場合 10 割
- (4) 社会福祉法（平成 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業のために使用する場合 10 割
- (5) 市が主催し、又は共催する行事に使用する場合 10 割
- (6) 前各号のほか、市長がこれらに準ずる理由があると認める場合 その都度市長が定める額

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 21 年 6 月 23 日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本國孝

伊勢市教育委員会規則第8号

伊勢市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会傍聴人規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 21 年 6 月 23 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本國孝

伊勢市教育委員会規則第9号

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から第3号までを次のように改める。

様式第1号（第18条関係）

幼稚園幼児指導要録（学籍に関する記録）

年度 区分	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
学 級				
整理番号				

幼 児	ふりがな 名 前			性別	
		平成 年 月 日生			
	現住所				
保護者	ふりがな 名 前				
	現住所				
入 園	平成 年 月 日	入園前の 状 況			
転入園	平成 年 月 日				
転・退園	平成 年 月 日	進学先等			
修 了	平成 年 月 日				
幼稚園名 及び所在地					
年度及び入園（転園） 進級時の幼児の年齢		平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月
園 長 氏名 印					
学級担任者 氏名 印					

様式第2号（第18条関係）

幼稚園幼児指導要録（指導に関する記録）

ふりがな			平成 年度	平成 年度	平成 年度
氏名		指導の重点等	(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)
	平成 年 月 日生				
性別			(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)
ねらい (発達を捉える視点)		指導上参考となる事項			
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。				
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。				
	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。				
人間関係	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。				
	身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。				
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。				
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。				
	身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。				
	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。				
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。				
	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。				
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。				
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。				
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。				
	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。				
出欠状況	年度	年度	年度	年度	備考
	教育日数				
	出席日数				

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入
 個人の重点：一年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入
 指導上参考となる事項：(1)次の事項について記入すること。

- ① 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
 - ・幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
 - ・幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。
 - ② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
- (2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。

様式第3号(第18条関係)

幼稚園幼児指導要録抄本

幼 児	ふりがな 氏 名				性別	
		平成	年	月		
	現住所					
保護者	ふりがな 氏 名					
	現住所					
入 園	平成 年 月 日	転入園	平成 年 月 日	修了	平成 年 月 日	
幼稚園名 及び所在地					園 長 氏 名 印	
ねらい (発達を捉える視点)					発達の 状 況	指導上参考 となる事項
健 康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。					
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。					
	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。					
人 間 関 係	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。					
	身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。					
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。					
環 境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。					
	身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。					
	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。					
言 葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。					
	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。					
	日常生活に必要な言葉がわかるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。					
表 現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。					
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。					
	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。					
出欠 状況	教育日数	日	備 考			
	出席日数	日				

注 発達の状況の欄は、年度当初と比較して著しい発達が見られたものに○印をしてあります。

附 則

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 51 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 21 年 6 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成 21 年 6 月 24 日（水） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 52 号

平成 20 年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成 21 年 6 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

平成20年度 下半期伊勢市病院事業の業務状況

1. 事業の概況

今期においても医療をめぐる環境は、全国的な勤務医不足と看護師不足の状況が緩和されず、地域医療は、さらなる危機的状況に瀕しています。

当院におきましても、平成20年度は一次救急・二次救急の住み分けに伴う医業収益の減少や、勧奨退職者の増加に伴う退職給与金の増高により、さらに経営状況は厳しくなっています。

そのような中、二次救急を行う地域の中核病院として、市民の皆様には信頼される病院を目指し、良質かつ高度の医療を提供できるよう、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努力してまいりました。

病院の利用状況といたしましては、延べ入院患者数42,896人、延べ外来患者数81,114人、健診者数5,850人となり、前年度と比較致しますと、入院患者数におきましては、4,180人の減少、外来患者数におきましても、7,298人の減少、健診者数におきましても、296人の減少となりました。

事業収支におきましては、事業収益5,821,122千円（内一般会計負担金350,000千円を含む）、事業費用6,405,888千円で収支差引584,766千円の単年度純損失を生じました。

一方、資本的収入におきましては、一般会計からの負担100,000千円、寄附金100,100千円と国・県補助金の2,160千円の計202,260千円に対し、支出では資産購入費43,705千円、企業債元金の償還に218,424千円となりこのうち資産購入費の主なものとして、透析用A・B剤溶解装置（5,000千円）、電子内視鏡システム（6,116千円）、心臓カテーテル検査装置（6,878千円）、等の導入並びにその他更新整備を図ったところであります。

資本的総支出額といたしましては、262,129千円となり、収支差引59,869千円の不足額を生じましたが、一時借入金で措置いたしました。

以上が今期の主な概況であります。当年度未処理欠損金が29億1千余万円（前年度未処理欠損金が23億3千余万円）を有しておりますので、経費の節減、合理化等経営改善に努め、健全経営に努力するとともに、安全で安心していただける医療を推進し、地域医療を確保してまいります。

2. 職員に関する事項

（単位：人）

年 月 日	医 師	医療 技術職員	看護 (准)師	事務職員	その他 の職員	嘱 託	計
20.9.30	46	58	217	21	22	67	431
21.3.31	47	58	215	20	22	64	426

* 医師数に事業管理者を含む。

3. 経理の状況

平成20年 4月 1日から

平成21年 3月31日まで

(1) 平成20年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位:円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B / A %	備 考
(収益的収入)					
病院事業収益	5,793,753,000	5,840,971,861	47,218,861	100.8	
医業収益	5,160,524,000	5,191,685,174	31,161,174	100.6	
健診収益	212,187,000	219,662,257	7,475,257	103.5	
医業外収益	420,942,000	429,624,430	8,682,430	102.1	
特別利益	100,000	0	100,000	0.0	
(収益的支出)					
病院事業費用	6,433,600,000	6,366,486,869	67,113,131	99.0	
医業費用	6,052,693,000	6,001,074,325	51,618,675	99.1	
健診費用	141,547,000	132,756,217	8,790,783	93.8	
医業外費用	238,260,000	232,656,327	5,603,673	97.6	
特別損失	100,000	0	100,000	0.0	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的収入)					
資本的収入	200,100,000	202,260,000	2,160,000	101.1	
負担金	100,000,000	100,000,000	0	100.0	
寄附金	100,100,000	100,100,000	0	100.0	
補助金	0	2,160,000	2,160,000	-	
(資本的支出)					
資本的支出	298,425,000	262,129,470	36,295,530	87.8	
建設改良費	80,000,000	43,705,353	36,294,647	54.6	
企業債償還金	218,425,000	218,424,117	883	100.0	

平成20年 4月 1日から
平成21年 3月31日まで

(2) 平成20年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	6,405,888,013	病院事業収益	5,821,122,431
医業費用	5,958,611,048	医業収益	5,183,692,546
給 与 費	3,627,199,183	入院収益	3,337,712,812
材 料 費	1,228,701,852	外来収益	1,709,496,372
経 費	772,859,782	その他医業収益	136,483,362
雑 支 出	0	健診収益	209,353,618
減価償却費	303,848,819	健診収益	209,353,618
資産減耗費	5,472,858	医業外収益	428,076,267
研究研修費	20,528,554	他会計補助金	7,725,600
健診費用	131,187,921	他会計負担金	350,000,000
給 与 費	75,734,911	県補助金	586,170
材 料 費	8,720,266	国庫補助金	585,000
経 費	30,905,853	その他医業外収益	69,179,497
減価償却費	15,826,891	特別利益	0
医業外費用	316,089,044	固定資産売却益	0
支払利息及び企			
業債取扱諸費	36,180,516		
繰延勘定償却	175,484,107		
雑 損 失			
(消費税雑損失)	97,471,305		
負 担 金	6,325,316		
医業外雑費	627,800		
特別損失	0		
その他特別損失	0		
予 備 費	0		
当期純利益	584,765,582		
合 計	5,821,122,431	合 計	5,821,122,431

平成21年3月31日

(3) 平成20年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	3,565,150,397	流動負債	2,233,982,133
有形固定資産	3,560,282,012	一時借入金	1,450,000,000
土地	1,124,709,245	未払金	782,982,133
建物	5,323,027,338	医業未払金	770,922,839
構築物	296,438,161	未払消費税	3,218,294
器械備品	3,403,197,135	その他未払金	8,841,000
車両	5,217,388	その他流動負債	1,000,000
減価償却累計額	6,592,307,255	預り金	0
無形固定資産	4,868,385	預り保証金	1,000,000
電話加入権	3,562,685	資本金	1,281,377,736
施設利用権	1,305,700	自己資本金	510,318,431
流動資産	1,174,759,446	借入資本金	771,059,305
現金預金	185,429,811	企業債	771,059,305
現金	0	剰余金	2,014,940,399
預金	185,429,811	資本剰余金	4,345,755,772
未収金	971,499,705	受贈財産評価額	169,801,214
医業未収金	923,496,032	国庫補助金	102,949,000
医業外未収金	48,003,673	他会計補助金	389,320,000
貯蔵品	17,829,930	工事負担金	53,395,358
薬品	10,776,987	寄附金	139,100,000
診療材料	6,966,948	補助金	16,190,200
給食材料	85,995	他会計負担金	3,475,000,000
繰延勘定	205,624,843	欠損金	2,330,815,373
退職給与金	205,624,843	前年度未処理欠損金	2,330,815,373
退職給与金	205,624,843	当期純利益	584,765,582
合 計	4,945,534,686	合 計	4,945,534,686

4 . 平成 2 1 年度予算の概要と事業の経営方針

平成 2 1 年度の病院事業につきましては、全国的な勤務医不足や診療報酬の抑制に伴う収益の減少などから、財政事情はさらに厳しくなるものと予想されますが、地域住民への高度医療技術の提供に努めるとともに、経営改善に努め、地域医療の確保へ全力で取り組む所存であります。

事業運営につきましては、業務予定量といたしまして、入院患者数を一日 2 8 3 人で年間延べ 1 0 3 , 2 9 5 人、外来患者数を一日 7 0 0 人で年間延べ 1 6 9 , 4 0 0 人、健診・ドックを一日 3 8 人で年間延べ 1 1 , 0 5 0 人を予定し、収益的収入では医業収益で 5 , 8 2 0 , 3 2 5 千円、健診収益で 2 1 7 , 4 8 5 千円と一般会計からの負担金 3 5 0 , 0 0 0 千円等を合わせ合計 6 , 4 2 3 , 9 2 0 千円を計上し、また支出といたしましては、給与費、材料費等の医業費用で 5 , 9 8 1 , 9 6 7 千円、健診費用で 1 5 0 , 3 3 0 千円等合わせて、6 , 2 9 7 , 8 7 6 千円を予定いたしました。

その結果、消費税整理後の収支では、収益的収支におきましては、5 9 , 9 3 0 千円の純利益を生ずる見込みであります。

一方、資本的収支におきましては、収入として一般会計からの負担金 1 0 0 , 0 0 0 千円、支出では、高度医療機器の更新等建設改良費に 8 0 , 0 0 0 千円、企業債償還金 1 2 7 , 8 2 2 千円を合わせ 2 0 7 , 8 2 2 千円を予定計上いたしました。

この結果、1 0 7 , 8 2 2 千円の収支不足となりますが、一時借入金で措置いたす予定であります。

平成20年度 下半期伊勢市水道事業の業務状況

1 事業の概要

本年度の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事並びに施設の整備改良工事を実施するとともに、下水道工事などに伴う配水本管布設替工事等を実施いたしました。

また、昨年度から着手しておりました、今後の水道事業を進めていくマスタープランとなる水道事業基本計画を策定し公表いたしました。

事業運営面では、給水戸数は54,201戸で前年度より254戸増加し、有収率は87.5%で前年度に比し0.2ポイントの増加となりましたが、需要者の節水意識の浸透、節水機器の普及等により、年間配水量は18,034千立方メートルで前年度に比し1.5%の減少、有収水量は15,780千立方メートルで前年度に比し1.2%の減少となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益2,895,572千円、事業費用2,344,435千円の執行となり、551,137千円の純利益を生じ、当年度未処分利益剰余金は551,137千円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入431,734千円、支出1,634,186千円の執行となり、建設改良費繰越財源168千円を除くと、1,202,620千円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補てんいたしました。

また、資本的収支の収入において107,450千円、支出において524,770千円を翌年度に繰越しました。

以上が本年度における事業の概要であります。今後も有収水量の減少が見込まれる深刻な状況下で、事業費用を圧迫する受水費、企業債償還金等の諸経費とともに、施設の整備改良事業を推進する必要があり、事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減はもとより、公共性と経済性の調和を図りながら、基本計画に基づいた効率的な運営に努め、安心な水、給水の安定、市民サービスの向上になお一層の努力を重ねる所存であります。

2 給水状況

(1) 給水戸数と給水人口

区 分		H20.3.31	H21.3.31	増 減	増減率 (%)
上水道	給水戸数	53,883戸	54,136戸	253戸	100.5%
	給水人口	134,516人	133,850人	666人	99.5%
簡易水道	給水戸数	64戸	65戸	1戸	101.6%
	給水人口	120人	107人	13人	89.2%

(2) 給水収益(税込み)

(単位:千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)
上水道	2,887,024	2,809,881	97.3
簡易水道	1,604	1,561	97.3

(3) 配水量と有収水量

(単位: m³)

区 分		平成19年度	平成20年度	増 減	増減率 (%)
上水道	配水量	18,292,371	18,023,028	269,343	98.5
	有収水量	15,970,013	15,771,955	198,058	98.8
	有収率 (%)	87.3	87.5	0.2	
簡易水道	配水量	11,828	11,416	412	96.5
	有収水量	8,729	8,437	292	96.7
	有収率 (%)	73.8	73.9	0.1	

3 職員に関する事項

(単位: 人)

区 分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H20.9.30	20	17	3	40
H21.3.31	20	17	3	40

4 経理の状況

(単位: 円)

(1) 平成20年度伊勢市水道事業予算執行状況		平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A %
(収益的収支)				
水道事業収益	3,038,553,000	3,036,646,602	1,906,398	99.9
営業収益	2,953,407,000	2,950,428,042	2,978,958	99.9
営業外収益	83,549,000	84,612,817	△ 1,063,817	101.3
簡易水道収益	1,597,000	1,605,743	△ 8,743	100.5
水道事業費用	2,558,693,000	2,449,194,509	109,498,491	95.7
営業費用	2,279,051,000	2,195,114,804	83,936,196	96.3
営業外費用	263,730,000	249,530,919	14,199,081	94.6
簡易水道費用	4,912,000	2,710,199	2,201,801	55.2
特別損失	1,838,587	1,838,587	0	100.0
予備費	9,161,413	0	9,161,413	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	549,000,000	431,733,873	117,266,127	78.6
企業債	267,000,000	267,000,000	0	100.0
負担金	281,354,000	164,087,493	117,266,507	58.3
固定資産売却代金	646,000	646,380	△ 380	100.1
資本的支出	2,308,178,000	1,634,186,301	673,991,699	70.8
建設改良費	1,656,535,000	982,543,679	673,991,321	59.3
償還金	651,643,000	651,642,622	378	100.0

(単位:円)

(2)平成20年度伊勢市水道事業損益計算書		平成 20 年 4 月 1 日 から 平成 21 年 3 月 31 日 まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	2,344,434,636	水道事業収益	2,895,571,972
営業費用	2,136,049,626	営業収益	2,812,730,656
原水費	953,713,393	給水収益	2,749,546,317
配水及び給水費	292,163,292	受託工事収益	6,239,035
受託工事費	10,418,530	その他営業収益	56,945,304
総係費	259,418,194	営業外収益	81,311,846
減価償却費	584,416,008	受取利息及び配当金	7,021,923
資産減耗費	35,920,209	雑収益	17,549,378
営業外費用	203,906,114	朝熊山分担金	4,708,545
支払利息及び 企業債取扱諸費	175,257,088	加入金	52,032,000
雑支出	19,360,440	簡易水道収益	1,529,470
朝熊山雑支出	9,288,586	給水収益	1,527,470
簡易水道費用	2,640,309	雑収益	2,000
簡易水道費	2,640,309		
特別損失	1,838,587		
固定資産売却損	1,838,587		
当期純利益	551,137,336		
合計	2,895,571,972	合計	2,895,571,972

(単位:円)

(3)平成20年度伊勢市水道事業貸借対照表		平成21年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	18,892,582,096	固 定 負 債	553,014,511
有 形 固 定 資 産	18,692,209,618	引 当 金	553,014,511
土 地	1,339,931,340	退 職 給 与 引 当 金	193,575,242
建 物	759,596,726	修 繕 引 当 金	359,439,269
減 価 償 却 累 計 額	△ 336,998,052	流 動 負 債	415,248,846
構 築 物	24,176,686,911	未 払 金	413,674,388
減 価 償 却 累 計 額	△ 8,712,239,368	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	512,295
機 械 及 び 装 置	2,938,143,200	営 業 未 払 金	219,107,185
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,728,600,660	営 業 外 未 払 金	10,145,090
車 両 運 搬 具	26,068,169	そ の 他 未 払 金	183,909,818
減 価 償 却 累 計 額	△ 19,878,393	前 受 金	67,057
工 具、器 具 及 び 備 品	65,210,299	営 業 前 受 金	67,057
減 価 償 却 累 計 額	△ 54,126,134	預 り 金	1,507,401
建 設 仮 勘 定	238,415,580	預 り 金	1,507,401
無 形 固 定 資 産	150,317,903	資 本 金	10,665,785,731
施 設 利 用 権	142,209,940	自 己 資 本 金	5,137,248,328
ソ フ ト ウ ェ ア	8,107,963	固 有 資 本 金	33,622,511
投 資	50,054,575	繰 入 資 本 金	524,952,600
投 資 有 価 証 券	50,054,575	組 入 資 本 金	4,578,673,217
流 動 資 産	2,972,227,174	借 入 資 本 金	5,528,537,403
現 金 預 金	1,414,318,853	企 業 債	5,528,537,403
現 金	80,000	剰 余 金	10,230,760,182
預 金	1,414,238,853	資 本 剰 余 金	9,622,190,961
未 収 金	216,788,966	受 贈 財 産 評 価 額	1,990,377,711
営 業 未 収 金	179,166,835	負 担 金	5,158,579,878
営 業 外 未 収 金	1,614,196	補 助 金	512,467,018
そ の 他 未 収 金	36,007,935	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,960,766,354
有 価 証 券	699,509,300	利 益 剰 余 金	608,569,221
有 価 証 券	699,509,300	建 設 改 良 積 立 金	57,431,885
貯 蔵 品	41,610,055	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	551,137,336
原 材 料	41,610,055		
短 期 貸 付 金	600,000,000		
短 期 貸 付 金	600,000,000		
前 払 金			
そ の 他 前 払 金			
合 計	21,864,809,270	合 計	21,864,809,270

5 平成21年度予算の概要と事業運営方針

本年度の水道事業は、安定給水の確保と有収率の向上を図り効率的な維持管理を行うため、老朽配水本管の布設替工事、増口径管敷設替工事、配水本管の未整備地区への新規布設工事、下水道工事等に伴う配水本管布設替工事及び加圧施設の更新、水源施設の耐震補強等主なものとして予定しました。

事業運営面では、給水戸数54,524戸を予定し、年間総給水量においては17,968千 m^3 を予定しました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税等税込み額で水道料金等の営業収益2,947,405千円、営業外収益79,259千円、簡易水道収益1,593千円を合わせた水道事業収益3,028,257千円に対しまして、営業費用2,284,504千円、営業外費用244,998千円、簡易水道費用5,184千円、予備費11,000千円を合わせて水道事業費用2,545,686千円を見込み、その結果、差引消費税を除きますと、466,279千円の純利益が生じる見込みであります。

一方、資本的収支におきましては、収入480,535千円、支出1,594,390千円となり1,113,855千円の不足額が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする見込であります。

今後の運営は、節水型社会が続くなか、老朽配水本管並びに老朽施設の更新、公共関連工事に伴う布設替等不可欠な事業を抱え、事業財政は厳しい状況であります。市民に安全でおいしい水を安定供給するため、更なる経費の節減を徹底し、一層の経営努力を重ねる所存であります。

平成20年度 下半期伊勢市下水道事業の業務状況

1 事業の概要

本年度の下水道事業は、汚水処理事業として、平成17年度より着手しております流域関連公共下水道事業の第2期事業において、汚水幹線築造及び管渠の面整備工事等を進め、マンホールポンプの電気・機械設備工事等を行いました。小俣公共下水道事業においては汚水管渠関連舗装工事等を、宇治・中村特定環境保全公共下水道事業では公共汚水ますの設置工事等を、また、二見特定環境保全公共下水道事業ではマンホールポンプの設備設置工事等を行いました。

雨水対策事業としては、雨水排水路の築造を行い、雨水管路の整備・拡充を図るとともに、ポンプ場の流入渠築造等を行いました。

また、なお一層の市民サービスの向上や業務の合理化、効率化を目的とし、下水道使用料の窓口・徴収等業務の民間委託を開始しました。

イ 普及状況及び雨水整備状況について

平成20年度末における処理区域面積は、1,028.3ha、処理区域内人口は、40,087人で平成19年度末に比べそれぞれ、71.5ha、2,972人増加し、普及率は29.7%になりました。一方、水洗化戸数は11,137戸で平成19年度末に比して1,756戸増加しました。

また、雨水管渠布設延長は、8,323mとなり、平成19年度末に比べ742m増加しました。

ロ 業務量、収益的収支及び資本的収支について

平成20年度における業務量は、有収水量3,390,595 m^3 、処理水量3,495,388 m^3 となり、平成19年度末に比べそれぞれ、485,061 m^3 、527,995 m^3 増加しました。

本年度の収益的収支は、消費税を除き収入額1,962,972千円、支出額2,002,230千円の執行となり、39,258千円の欠損を生じ、4,597千円の繰越利益剰余金を差し引き当年度末処理欠損金が34,661千円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入額4,122,091千円、支出額4,716,733千円の執行となり、建設改良費繰越財源12,695千円を除くと、607,337千円の収支不足となりましたが、繰越工事資金、資本的収支超過額等で補てんいたしました。

また、資本的収入におきまして1,492,400千円、資本的支出におきまして1,657,294千円を翌年度に繰越しました。

ハ 建設改良事業について

下水道の整備については、流域関連公共下水道事業の汚水幹線築造及び管渠の面整備を実施することにより処理区域の拡大を図るとともに、浸水対策等下水道施設の整備拡充を進めました。

汚水整備工事としては、流域関連公共下水道区域において下水管渠を32,890m、マンホールポンプを6箇所整備し、宇治・中村特定環境保全公共下水道区域において下水管渠を24m整備しました。また、二見特定環境公共下水道区域ではマンホールポンプを1箇所整備しました。

雨水整備工事としては、雨水管渠を742m整備し、ポンプ場においては、馬瀬第1ポンプ場、小林ポンプ場の場内整備、溝口No.2ポンプ場の流入渠築造工事を実施しました。

以上が本年度における事業の概要であります。今後については汚水処理・雨水対策事業ともに供用及び稼動区域においては適正な維持管理に努め、汚水処理整備を行っている区域においては計画に基づき供用区域の拡大を目指し、生活環境の改善と公共用水域の水質改善を進めていきます。また、雨水対策事業では管路の整備等を進め、浸水被害対策に取り組んでいきます。

2 下水道普及率 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
計	134,870人	40,087人	29.7%

3 職員に関する事項 (単位：人)

区分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H20.9.30	36	2	3	41
H21.3.31	36	2	4	42

4 経理の状況 (単位：円)

(1)平成20年度伊勢市下水道事業予算執行状況		平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで		
		区分	予算額(A)	執行額(B)
(収益的収支)				
下水道事業収益	2,103,768,000	2,076,854,977	26,913,023	98.7
営業収益	692,810,000	692,969,612	159,612	100.0
営業外収益	1,410,958,000	1,383,885,365	27,072,635	98.1
下水道事業費用	2,073,688,000	2,024,572,893	49,115,107	97.6
営業費用	1,506,094,000	1,463,843,858	42,250,142	97.2
営業外費用	563,094,000	560,729,035	2,364,965	99.6
予備費	4,500,000	0	4,500,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	5,936,954,000	4,122,091,260	1,814,862,740	69.4
企業債	3,331,600,000	2,151,200,000	1,180,400,000	64.6
負担金	487,147,000	491,897,100	4,750,100	101.0
国庫補助金	2,118,207,000	1,478,007,286	640,199,714	69.8
寄附金その他の収入	0	986,874	986,874	-
資本的支出	6,740,257,000	4,716,732,450	2,023,524,550	70.0
建設改良費	6,097,757,000	4,075,001,309	2,022,755,691	66.8
企業債償還金	638,821,000	638,817,041	3,959	100.0
受益者負担金返還金	550,000	0	550,000	0.0
諸支出金	3,129,000	2,914,100	214,900	93.1

(単位:円)

(2)平成20年度伊勢市下水道事業損益計算書		平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	
		借	方
下水道事業費用	2,002,229,803	下水道事業収益	1,962,971,613
営業費用	1,439,143,752	営業収益	669,168,154
汚水管渠費	22,595,806	下水道使用料	476,029,985
雨水管渠費	1,538,390	他会計負担金	192,488,154
流域下水道 維持管理負担金	209,663,247	その他営業収益	650,015
ポンプ場費	34,461,143	営業外利益	1,293,803,459
処理場費	187,790,676	受取利息及び配当金	650,000
普及促進費	22,500,354	他会計負担金	748,064,000
業務費	95,168,315	他会計補助金	491,643,868
総係費	93,010,455	県補助金	51,368,000
汚水減価償却費	646,622,280	雑収益	2,077,591
雨水減価償却費	124,844,755	当期純損失	39,258,190
資産減耗費	948,331		
営業外費用	563,086,051		
支払利息及び 企業債取扱諸費	559,539,955		
雑支出	3,546,096		
合 計	2,002,229,803	合 計	2,002,229,803

(単位:円)

(3)平成20年度伊勢市下水道事業貸借対照表		平成21年3月31日	
借 方		貸 方	
固定資産	54,606,759,728	固定負債	18,766,000
汚水有形固定資産	39,026,920,743	引当金	18,766,000
土地	333,762,771	修繕引当金	18,766,000
立木	3,119,863	流動負債	1,080,695,579
建物	1,158,173,521	未払金	1,079,549,808
減価償却累計額	109,826,644	営業未払金	164,833,238
構築物	32,316,965,917	その他未払金	914,716,570
減価償却累計額	1,549,351,224	前受金	5,775
機械及び装置	4,022,019,146	営業前受金	5,775
減価償却累計額	635,374,073	預り金	1,139,996
車両運搬具	3,254,352	預り金	1,139,996
減価償却累計額	1,989,072	資本金	34,382,331,804
工具、器具及び備品	25,980,407	自己資本金	5,566,386,320
減価償却累計額	20,875,423	固有資本金	5,566,086,320
建設仮勘定	3,481,061,202	組入資本金	300,000
雨水有形固定資産	8,472,941,309	借入資本金	28,815,945,484
土地	632,832,041	企業債	28,815,945,484
建物	2,280,704,292	剰余金	22,699,615,266
減価償却累計額	63,786,532	資本剰余金	22,734,276,452
構築物	3,223,684,411	受贈財産評価額	194,287,122
減価償却累計額	83,976,090	他会計負担金	1,477,274,302
機械及び装置	2,635,000,589	受益者負担金	2,061,045,828
減価償却累計額	195,715,329	工事負担金	65,424,748
工具、器具及び備品	3,771,849	周辺環境整備事業負担金	199,619,400
減価償却累計額	201,642	他会計補助金	700,980,604
建設仮勘定	40,627,720	補助金	17,959,793,473
汚水無形固定資産	7,056,843,101	その他資本剰余金	75,850,975
施設利用権	33,585,177	欠損金	34,661,186
流域下水道施設利用権	7,019,711,173	当年度未処理欠損金	34,661,186
電話加入権	75,000		
ソフトウェア	3,471,751		
投資	50,054,575		
投資有価証券	50,054,575		
流動資産	3,574,648,921		
現金預金	3,196,112,359		

現金	120,000		
預金	3,195,992,359		
未収金	378,536,562		
営業未収金	141,679,929		
営業外未収金	141,620,733		
その他未収金	95,235,900		
合 計	58,181,408,649	合 計	58,181,408,649

5 平成21年度予算の概要と事業運営方針

本年度の下水道事業につきまして、汚水施設整備事業は、流域関連公共下水道の一部地域におきまして利用が可能になりますが、引き続き処理区域の拡大を図るため汚水管渠の幹線築造及び面整備等を予定し、雨水施設整備事業としましては、浸水対策のための雨水管渠敷設やポンプ場設備の更新等を予定しました。

事業運営面では、排水戸数 12,719 戸を予定し、年間総排水量においては 3,793 千 m^3 を予定しました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税等税込み額で下水道使用料等の営業収益 733,673 千円、営業外収益 1,312,549 千円を合わせて下水道事業収益 2,046,222 千円に対し、営業費用 1,651,157 千円、営業外費用 623,556 千円、予備費 4,500 千円を合わせて下水道事業費用 2,279,213 千円を見込み、その結果、収支差引消費税を除きますと、286,807 千円の欠損金が生じる見込みであります。

一方、資本的収支におきましては、収入 3,112,314 千円、支出 3,737,809 千円となり 625,495 千円の不足額が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする見込みであります。

今後の運営は、流域関連公共下水道事業計画の推進と供用を開始した施設の維持管理等を抱え、事業財政は厳しい状況であります。下水道への接続率の向上および下水道使用料の増収を図り、下水道使用料徴収業務の民間業者への委託を始めとして、更なる経費節減に取組み、公共性と経済性の調和を図りながら効率的な運営に努め、住環境の改善と公共用水域の水質保全により市民サービスの向上になお一層の努力を重ねる所存であります。

平成20年度 下半期伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計の業務状況

事業の概要

総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要支援2・要介護者であって、認知症の状態にある者について、共同生活を営むことにより、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、及び機能訓練を営むことができるようにするために設置しました。

平成20年度10月1日からの入居者延人員は11名で、期間中2名の退居、2名の入居があり3月末現在9名の方（定員9名）が利用されております。

経理の状況

下半期の収益的収支は、収入が38,346,333円、費用は39,537,290円で差引1,190,957円の純損失となりました。

収益の内訳は、事業収益としてグループホーム使用料9,856,455円、介護報酬27,860,626円、その他営業収益が629,252円です。

費用は、営業費用が39,445,068円で、その内訳は委託料36,984,000円、減価償却費2,429,068円、その他営業費用32,000円、営業外費用は92,222円で、その内訳は支払利息89,222円、雑支出3,000円です。

下半期（10月1日から3月31日まで）の営業内容

区 分	グループホーム事業		
	平成19年度	平成20年度	増 減
入居者数	10	11	1
退居者数	1	2	1

平成20年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算執行状況(下半期・10月～3月)

(1) 収益的収入及び支出

収入	区分	予 算 額				執行額	予算額に比べ 執行額の増減	備考
		予 算		額				
		当初予算額	修正予算額	地方公営企業法第24条 第31項の規定による 支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 グループホーム事業収益		37,551,000	294,000	0	37,845,000	38,346,333	501,333	
第1項 営業収益		37,550,000	294,000	0	37,844,000	38,346,333	502,333	
第2項 営業外収益		1,000	0	0	1,000	0	1,000	
合 計		37,551,000	294,000	0	37,845,000	38,346,333	501,333	

(単位：円)

支出	区分	予 算 額						執行額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	予算額に比べ 執行額の増減	備考
		予 算		額		小 計					
		当初予算額	修正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額				
第1款 グループホーム事業費用		39,545,000	0	0	0	0	39,545,000	0	39,537,290	7,710	
第1項 営業費用		39,446,000	0	0	0	0	39,446,000	0	39,445,068	932	
第2項 営業外費用		94,000	0	0	0	0	94,000	0	92,222	1,778	
第3項 予備費		5,000	0	0	0	0	5,000	0	0	5,000	
合 計		39,545,000	0	0	0	0	39,545,000	0	39,537,290	7,710	

(単位：円)

(2) 資本的収入及び支出

(単位：円)

区 分	予 算 額					執行額	予算額に比 べ執行額の 増減	備 考	
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通次 繰越額に係る 財源充当額					合 計
				地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通次 繰越額に係る 財源充当額				
合 計	0	0	0	0	0	0	0		

(単位：円)

区 分	予 算 額					執行額	翌 年 度 繰 越 額		予算額に比 べ執行額の 増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	合 計		
30 第1款 資本的支出	1,830,000	0	0	1,830,000	0	0	1,830,000	0	0	639
第1項 企業償還金	1,830,000	0	0	1,830,000	0	0	1,830,000		0	639
合 計	1,830,000	0	0	1,830,000	0	0	1,830,000	0	0	639

損益計算書

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
グループホーム事業営業費用	39,445,068	グループホーム事業営業収益	38,346,333
委託料	36,984,000	グループホーム使用料	9,856,455
減価償却費	2,429,068	介護報酬	27,860,626
その他営業費用	32,000	その他営業収益	629,252
グループホーム事業営業外費用	92,222	グループホーム事業営業外費用	0
支払利息	89,222	雑収益	0
雑支出	3,000		
当年度純損失	1,190,957		
合 計	38,346,333	合 計	38,346,333

貸借対照表

平成21年3月31日現在

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	84,245,835	固定負債	0
有形固定資産	84,091,835	借入金	0
建物	84,348,600	流動負債	0
構築物	610,050	一時借入金	0
工具・器具及び備品	10,186,470		
車両及び運搬具	692,945	(資本の部)	
減価償却累計額	11,746,230	資本金	13,747,000
無形固定資産	154,000	繰入資本金	10,000,000
電話加入権	154,000	借入資本金	3,747,000
流動資産	9,276,018	剰余金	79,774,853
現金預金	4,571,955	資本剰余金	81,082,015
未収金	4,704,063	国庫補助金	22,000,000
前払金	0	県補助金	11,000,000
		他会計補助金	48,005,015
		その他資本剰余金	77,000
		利益剰余金	1,307,162
		前年度繰越利益剰余金	116,205
		当年度純利益	1,190,957
資 産 合 計	93,521,853	負 債 ・ 資 本 合 計	93,521,853

平成 21 年度予算の概要と事業の経営方針

平成 21 年度の認知症対応型共同生活介護事業につきましては、夜勤の義務化などの影響等により、また職員 1 名が嘱託から正規職員になったため、委託料が増額となり、昨年度より利用料の改正をおこない経営の健全を図ってきましたが、介護保険料の月 12 単位の値上げにより、若干の増額は見込めるものの、なお一層の安心で安全な経営に努める必要があると考えます。

また、認知症の症状のみられる高齢者に家庭的な雰囲気のもと生活していただけのように、介護技術の提供に努めるとともに、収入の確保に努めます。

事業運営につきましては、業務予定量といたしまして、入居者数を定員の 9 人、入院等による不在を見込んだ利用率を 99.5%とし、年間利用予定人員を延べ 3,268 人としました。

収益的収入では、グループホーム使用料で 9,832 千円、介護報酬として 27,840 千円、その他営業収益 1 千円、雑収益 1 千円、計 37,674 千円を計上しました。また、支出といたしましては、委託料、減価償却費をはじめとする営業費用、施設建設時に借り入れた企業債の利息等の営業外費用、予備費合わせて 39,595 千円を予定いたしました。

その結果、収益的収支におきましては、1,921 千円の純損失が生じる見込みであります。

一方、資本的支出におきましては、企業債償還金 1,859 千円を予定計上いたしました。

この結果、1,859 千円の収支不足となりますが、資本的収入がないため、過年度分損益勘定留保資金の内 1,859 千円で措置する予定であります。

伊勢市告示第 53 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、一之木町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 21 年 6 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 規約に定める目的

変更前

本会は、下記に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報・回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

変更後

本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報・回覧回付等の相互連絡と協調
- (2) 健全な生活環境づくりと親睦
- (3) 美化、清掃等の環境整備

- (4) 防犯・防災等の保安維持
- (5) 町会事務所等の施設・設備の維持管理
- (6) その他目的達成のための必要な事項

2 区域

変更前

本会の区域は、伊勢市一之木1丁目1番16号から32号まで、2番6号から18号まで、3番11号から22号まで、4番1号、7号から20号まで、5番2号から8号まで、12号から25号まで、6番1号から23号まで、7番3号から9号まで、14号から24号まで、8番7号、9番1号から8号まで、16号、17号、10番2号から13号まで、11番2号から18号まで、12番12号から15号まで、13番3号から17号まで、14番3号から19号まで、一之木2丁目1番11号から25号まで、2番1号、16号から28号まで、3番1号から27号まで、4番2号から11号まで、19号から26号まで、5番8号から28号まで、6番1号から19号まで、7番2号から8号まで、13号から17号まで、8番1号から15号まで、18号から24号まで、9番10号から22号まで、10番1号から4号まで、8号から21号まで、11番15号から19号まで、12番4号から16号まで、一之木3丁目1番21号から26号まで、3番3号から17号まで、4番19号から22号まで、25号から34号まで、5番4号から13号まで、23号から32号まで、6番2号から7号まで、12号から19号まで、7番3号から12号まで、20号から35号まで、8番5号から23号まで、9番7号から17号まで、10番3号から10号まで、17号から19号まで、11番1号から30号まで、12番1号から10号まで、16号から32号まで、13番

3号から8号まで、21号、22号、14番2号から6号まで、11号から17号まで、15番2号から4号まで、10号から15号まで、16番3号から6号まで、12号から26号まで、17番1号から17号まで、22号から27号まで、18番1号から17号まで、19番2号から9号まで、18号から27号まで、20番2号から28号まで、一之木4丁目1番3号から17号まで、27号から44号まで、2番1号から13号まで、47号、3番1号から26号まで、43号、4番1号から6号まで、5番13号から23号、46号から50号まで、6番19号、7番2号から20号まで、8番10号から34号まで、9番1号から15号まで、19号から39号まで、46号から63号まで、10番1号から8号まで、57号、64号、65号、11番2号、16号から30号まで、12番4号、18号、28号、35号、39号、13番5号、6号、8号、14番2号から25号まで、一之木5丁目1番1号から18号まで、29号から39号まで、2番1号から30号まで、32号から53号まで、3番5号から20号まで、31号から65号まで、4番5号から29号まで、6番3号から46号まで、7番4号から24号まで、8番2号から26号まで、9番4号から26号まで、10番3号から25号まで、11番9号から21号まで、12番1号から8号まで、15号から37号まで、13番1号から15号まで、21号から35号まで、14番1号から6号まで、22号、51号、15番3号、16番2号から22号まで、17番2号から19号まで、18番1号から21号まで、45号の区域とする。

変更後

本会の区域は、伊勢市一之木1丁目から同5丁目および伊勢市宮後3丁目5番13号から同5番17号とし、11区に区分する。

3 規約に定める解散の事由

変更前

地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定による場合又は総会において総会員の 4 分の 3 以上の承認を得た場合

変更後

地方自治法第 260 条の 20 の規定による場合又は総会において総会員の 4 分の 3 以上の承認を得た場合

伊勢市告示第 54 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上條区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 21 年 6 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 松 尾 義 紘

伊勢市御薗町上條 1194 番地 13

変更後 中 村 尚 司

伊勢市御薗町上條 1385 番地 1

伊勢市選管告示第40号

平成21年6月16日執行の宮川用水土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第21条第1項の規定による当選人決定の報告を受け、同令第22条第2項の規定により当選証書を付与したので、同令第21条第2項の規定並びに同令第22条第2項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成21年6月18日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

1 宮川用水土地改良区総代選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

伊勢市上下水道事業告示第 33 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工
事の事業の廃止の届け出があったので、次のとおり告示します。

平成 21 年 6 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事 業 者 名	所 在 地	廃止年月日
61	株式会社マナブ	伊勢市上野町 3326 番地	平成 21 年 6 月 1 日
158	有限会社アクアライフ	伊勢市神薊町 682 番地 3	平成 21 年 6 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 34 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 21 年 6 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
326	明野機工	伊勢市小俣町明野 386 番地 19	平成 21 年 6 月 16 日

伊勢市上下水道事業告示第 35 号

伊勢市水道事業基本計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

平成 21 年 6 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を上下水道部上水道課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 52 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 6 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市鹿海町	雑種	白	雌	中	91 日以上	青い首輪 リード付

2 抑留した日 平成 21 年 6 月 22 日

3 抑留期限 平成 21 年 6 月 29 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 53 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 6 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 54 号

伊勢市地域福祉計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市地域福祉計画（案）を公表します。

なお、伊勢市地域福祉計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 21 年 6 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する計画案

伊勢市地域福祉計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市健康福祉部生活支援課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所福祉健康課
- (4) 小俣総合支所福祉健康課
- (5) 御園総合支所福祉健康課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 浜郷支所
- (9) 宮本支所
- (10) 豊浜支所

- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市役所東庁舎 1 階ロビー
- (17) 伊勢市社会福祉協議会 本所
- (18) 伊勢市社会福祉協議会 伊勢支所
- (19) 伊勢市社会福祉協議会 二見支所
- (20) 伊勢市社会福祉協議会 小俣支所
- (21) 伊勢市立伊勢図書館
- (22) 伊勢市立小俣図書館
- (23) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (24) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 平成 21 年 7 月 1 日（水）

至 平成 21 年 7 月 29 日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市地域福祉計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部生活支援課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部生活支援課 伊勢市役所東庁舎 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 生活支援課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール sien@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成21年7月29日（水）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部生活支援課 電話 0596-21-5557

伊勢市公告第 55 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 6 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 二見町松下	雑種	茶	不明	中	91 日以上	

2 抑留した日 平成 21 年 6 月 25 日

3 抑留期限 平成 21 年 7 月 2 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 56 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成 21 年 6 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

伊勢市産業観光部農林水産課

伊勢市監査委員公表第4号

平成20年度定期監査結果（前期）（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成21年6月26日

伊勢市監査委員 浦野 卓久

伊勢市監査委員 藺田 順一

定期監査結果（前期）に対する措置状況

【検査室】

所管課等	意見	措置状況
検査室	<p>(1) 工事検査の成績評定については新に採点マニュアルを作成し、評定の客観性・公正性の確保に取り組まれているところである。今後は、評定は業者の指導・育成や工事発注事務関係に反映できるよう研究を重ねられるよう望むものである。</p> <p>(2) 年度末に工事の完成が集中する傾向にあることから、円滑な検査業務の遂行のため工事案件の平準化について担当課への指導を願うものである。</p> <p>また、設計変更については、理由を精査されるとともに適切な指導を望むものである。</p>	<p>「検討中」</p> <p>現在業者への公表（通知）は評定点のみであるが、評定根拠等についても公表するかについては検討中である。</p> <p>「実施中」</p> <p>検査実施の手続きを見直し、また、「伊勢市建設工事設計変更要領」を策定し、工事担当課と連絡調整しながら、検査の平準化、設計変更の適正化に努めている。</p>

定期監査結果（前期）に対する措置状況

【総務部】

所管課等	意見	措置状況
秘書課	<p>(1) 時間外勤務については、諸行事出張などやむを得ない事情の中で削減に取り組まれているが、引き続き削減に向け努力されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>市長・副市長の公務について、時間外及び休日は、出来る限り担当部署での対応とし、勤務者を必要最小限とするよう、引き続き努力していく。</p>
総務課	<p>(1) 各種審議会等については、伊勢市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき設置されているところである。より実効性のある組織とするため、設置目的を常に検証されるとともに、委員の選任にあたっては市全体としてバランスを図り、幅広い人材の登用に努められるよう望むものである。</p> <p>(2) ゆうちょ銀行・郵便局と他の金融機関の間で振込が可能になることに伴い、後納郵便料の支払方法について協議し、事務処理の効率化を図られたい。</p> <p>(3) 市が保有する個人情報の流失を防止するため、セキュリティポリシーの職員研修については、一層取り組みの強化を図られたい。(旧電算システム課分)</p> <p>(4) 財務会計システムの更新にあたっては、財務事務監査の視点からも帳票出力の内容について検討を願うものである。(旧電算システム課分)</p>	<p>「実施中」</p> <p>現在、各課へ指針の説明を行うと共に実態調査を行い、伊勢市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、運用が行われるよう指導をしているところである。</p> <p>「措置済み」</p> <p>平成20年12月分の後納郵便料（平成21年1月支払）より支払方法を「資金前渡」から「口座振替」に変更し、事務処理の効率化を図った。</p> <p>「実施中」</p> <p>現在、年間3～5回程度の研修を実施し、情報資産の保護についての啓発に努めているところです。引き続き、研修内容等を見直しながら進めていきます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>財務会計システムの更新については、既に関係各課との調整を終えて、4月1日から執行系を稼働させる予定です。その調整の中で、監査委員事務局とも協議し、帳票類の必要な変更は済ませています。</p>

<p>広報広聴課</p>	<p>(1) 市政の情報を適時、適切に市民に広報することは重要なことであるが、広報いせとお知らせ版を統合し、月1回の発行について検討されるよう望むものである。</p> <p>(2) 人権相談については、相談者が少ない状況で推移している。相談窓口の統一について関係機関と協議され、見直しを含めて検討されたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>「お知らせ版」は、合併協議会での調整内容の1つとして、広報いせの発行に加え「かわら版的な情報提供を月1回、各戸配布にて行う」こととなっているものです。</p> <p>現在、原稿締め切り等の理由で、「広報いせ」の掲載に間に合わなかった情報や、他の機関からの依頼情報、市民団体が行うイベント情報を掲載し、「広報いせ」を補完するものとして毎月15日に発行しています。</p> <p>統合して月1回の発行とすることにより、印刷費および配布手数料の削減が期待でき、また情報提供媒体の一本化が図れる一方、情報を提供する機会が月1回に減るため、これまでは「お知らせ版」で掲載することができた情報が掲載できなくなることが懸念されます。</p> <p>今後は、広報紙作成スケジュールの見直し、各担当部署における計画的な原稿作成の徹底などにより課題の解決を図りながら、合併協議会での調整内容の見直しの一環として引き続き検討していきます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>相談窓口の統一について、伊勢人権擁護委員会事務局（津地方法務局伊勢支局）と協議した結果、市役所の相談窓口は引き続き月1回開設し、相談員の報償金については、法務局で負担していただくこととしました。（開催の周知については、引き続き広報等で行います。）</p>
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

職員課	<p>(1) あらかじめ予定されている夜間の会議・説明会及び業務については、職員の健康管理及び時間外勤務削減の観点からも、可能な限り時差出勤の推進を願うものである。</p> <p>(2) 新市の一体感の醸成を図り、合併にかかる諸問題の解決、調整を着実に推進するため、適正な職員配置について特段の配慮を願うものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>時間外勤務については、職員の健康管理を考えた勤務とするために、極力削減するよう指示をしているところです。また、厳しい財政状況から今年度は時間外勤務の対前年比1割削減にも取り組んでおり、意識を持って改善策を策定し、時間外勤務を削減しております。</p> <p>やむをえず時間外勤務をしなければいけない場合でも、事前に時間外勤務が予定されている場合は、可能な限り、時差出勤を活用するよう指示しているところです。</p> <p>「実施中」</p> <p>合併後3年間が経過し、新市の一体感を醸成するために毎年進めてきた職員交流も50%を超えるまでになりました。今後も職員相互の意思疎通を深めるとともに、合併後の調整事項を着実に進めるために適正な職員配置に努めていきます。</p>
管財契約課	<p>(1) 電子入札の本格導入に伴う事務処理の効率化、入札契約手続きの透明性の確保及び競争性の向上に期待するところである。</p> <p>電子入札実施に伴い最低制限価格の算出基準が変更されたが、今後も入札制度については、常に検証されるとともに、工事品質等の確保のため、調査や監督・検査業務等について一層の徹底に努められたい。</p> <p>また、コンサルタント関係の入札については、入札方法の研究を願うものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>工事品質の確保等に向けて、H21年6月より「条件付契約基準価格制度」を導入することとしました。</p> <p>入札制度については、国県等の動向をはじめ、社会情勢等も踏まえつつ、改善を図っていきたいと考えています。</p>

<p>危機管理課</p>	<p>(1) 防災無線の可聴状況については、市民の災害情報の正確かつ迅速な収集のため、不具合が生じないよう常に地域と連携のうえ確認されたい。</p> <p>また、有事のサイレン音等については、気象条件、住宅の遮音性等の向上も十分考慮されたい。</p> <p>(2) 居住学区以外への一時的な避難方法について整理されるとともに、避難場所についても周知徹底されるよう望むものである。</p> <p>(3) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>平成20年度に伊勢市防災行政無線整備基本計画を策定し、平成21年度に伊勢市防災行政無線整備実施計画を策定予定です。今回の防災行政無線整備実施計画を策定する際に、防災行政無線の難聴箇所やサイレン音での通知手段についても、考慮して対応していく予定。</p> <p>「実施中」</p> <p>指定避難場所については、ホームページと定期的に広報に掲載するなど周知に努めており、居住学区以外への避難は可能となっています。各避難所における円滑な受け入れについては、今後避難所運営マニュアル整備を進めています。</p> <p>「実施中」</p> <p>日常業務については、業務の計画と実施の適正化を図り、通常の勤務時間内で収めるよう努力しています。また、各自治会等の団体からの申込みにより実施する防災講習会及び防犯講習会については、なるべく平常勤務時間内で開催していただくようお願いし、時間外勤務の削減に努めています。</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

定期監査結果（前期）に対する措置状況

【財務政策部】

所管課等	意見	措置状況
課税課	<p>(1)財政状況の厳しい中において は自主財源の根幹をなす市税の確保は、最も影響を与えるものである。引き続き、正確な課税客体の把握を行い、公正な課税に努められたい。</p> <p>また、賦課データ処理にかかるチェック体制の充実・強化を望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>市税の確保にむけ、国・県との協力の下で所得の把握、資産の調査、課税資料の収集及び航空写真の活用等、課税客体の確実な把握と協調関係の維持にも努めている。</p>
収税課	<p>(1)コンビニエンスストアにおける収納については、平成21年度から全税目が対象となり、納付機会の拡大による収納率の向上に期待するところである。</p> <p>財政の健全化及び市民負担の公平を期するうえからも、引き続き実効性のある対策を工夫され早期納付の推進を図るとともに、収入未済額の解消に向けて取り組みを強化されるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>納税者のライフスタイルの多様化が進む中、収納窓口の拡大による納税者への利便性を向上させるため、平成18年度より軽自動車税で実施しているコンビニエンスストアにおける収納を、平成21年度から市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税においても利用可能とした。</p> <p>税収の確保と税負担の公正を期するため、初期滞納者等には督促状・催告書により自主納付を促すとともに、高額等滞納者には職員による納税交渉及び滞納処分、三重地方税管理回収機構への事案引継ぎを行い、滞納繰越分の圧縮に向けた滞納整理に取り組む。併せて、現年度課税分滞納者への早期対応として、徴収嘱託職員により訪問・納付指導を実施し、徴収及び自主納付の推進を図る。</p> <p>また、口座振替の一層の推進に努める。その他、先進市町の収納率向上に向けた取り組み内容の把握に努め、実効性のある対策の工夫に努める。</p>

<p>行政経営課</p>	<p>(1)市の行政サービスに対する事業仕分けについては、行政改革の切り札として各地方公共団体で取り組みが始まっているところである。事務事業の見直しにあたっては外部評価が有効とされていることから、研究、検討されるよう望むものである。</p> <p>(2)内部情報系システム等各種の使用料及び賃借料については、予算の平準化のためのリース契約を締結されているところである。リース契約においては償却資産税分1.4%とリース利息が加算されることとなるため、買取りを選択した方が長期的には市の財政面からも有利になる。</p> <p>今後のシステム等の導入にあたっては、買取りとリースの比較を行い総合的に判断されるよう望むものである。(旧財政課分)</p>	<p>「検討中」</p> <p>市の行政改革については、行財政改革大綱を基に、定員管理や補助金の削減などに取り組んでいるところであるが、市の行政サービスの在り方について、意見にある事業仕訳も含め、研究、検討していきたい。</p> <p>「実施中」</p> <p>内部情報系システム等については、その規模により導入時に要する経費に大きな差異が生じている。</p> <p>このため、特定財源が見込める場合には、極力、買取る方向で予算化をしており、今後も、平準化を視野に入れ買取りとリースの比較を行い総合的な判断をしていきたい。</p>
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

定期監査結果（前期）に対する措置状況

【環境生活部】

所管課等	意見	措置状況
市民交流課	<p>(1) コミュニティセンター図書室の日曜日の開館については、利用状況を把握の上、委託料と来館者数を総合的に判断され、開館の是非について検討願うものである。(旧市民参画交流課分)</p> <p>(2) 豪州中学生派遣交流事業の趣旨については理解するものであるが、生徒間の公平性とその必要性について更に検討されるよう望むものである。(旧市民参画交流課分)</p> <p>(3) 地域内分権は、新たな地域自治の仕組みとして必要なことは理解できる。しかし、合併協議において市民の高福祉、低負担での調整がなされ、今後行政サービスと地域で担うべき事業の整理並びに助成制度の見直しが困難を極める中での事業であるので、慎重な事業展開を望むものである。(旧地域内分権推進課分)</p>	<p>「検討中」</p> <p>平成20年11月に日曜日の利用者数を把握した。また、21年1月より図書室の利用者に状況を記入してもらっている。その結果を踏まえ日曜日の開館についての答えを出したい。</p> <p>「検討中」</p> <p>国際化が進む中、本事業はグローバルな視点で物事を捉え行動できる人材の育成に寄与できると考えます。ご指摘の本事業に対する生徒間の公平性の観点からは、対象者全てに情報を提供し参加機会の均等を図っていますが、現地でのホームステイや英語の授業など一定程度の学力と意欲が必要であり、また受入の体制もあることから定員枠を設けた選考はやむを得ないと考え実施いたしました。</p> <p>現在、来年度以降の選考、個人負担金など事業内容の精査及び必要性について検討しているところです。</p> <p>「実施中」</p> <p>地区みらい会議が取り組む地域独自のまちづくり事業や行政との協働に係る財源として、「みらいづくり資金」を交付金として交付するしくみを検討中であります。</p> <p>現行の補助金制度が、各部署ごとに支給される用途を限定した奨励的・助成的なものであることから、地域においても施策ごとの縦割りの対応となっており、このため地域の団体間では十分な連携・調整がとられていないのが現状であります。これを踏</p>

	<p>(4) 合併調整時における格差については、早期の是正に向けた取り組みを願うものである。(旧合併調整室分)</p>	<p>まえ、現行の事務・事業の中から地域との協働対象事業を調査し、地区みらい会議との役割分担と「みらいづくり資金」に移行できる財源を整理したいと考えています。</p> <p>なお、ご指摘のとおり事業の整理と助成制度の見直しは、住民の熟度も考慮しながら慎重に進めてまいります。</p> <p>「実施中」</p> <p>合併後3年半が経過する中、新市の一体感を醸成し、新市建設計画の基本理念を実現するためにも格差是正の早期取り組みが非常に重要と考えています。</p> <p>都市計画税、水道料金、ごみの収集方法等の重要事項に関しては、格差是正に向け基本的な考え方を現在策定中です。</p>
<p>戸籍住民課 (各支所含む)</p>	<p>(1) 市民カードについては、市民の利便性の向上と窓口業務の混雑緩和のため、職員を含めその普及に努められるよう望むものである。</p> <p>(2) 自動交付機の利便性について一層積極的なPRを行い、自動交付機が最大限に活用されることを望むものである。</p> <p>また、利用頻度の低い自動交付機については、費用対効果を考慮の上、設置場所の変更も含めて検討されたい。</p>	<p>(1) 「実施中」</p> <p>市民カードのPRについては、広報紙・市ホームページへの掲載、証明窓口での案内、ちらしの配布、市内在住の職員への案内などにより、積極的にPRを行い普及の努力を行っている。</p> <p>(2) 「検討中」</p> <p>合併後数年経過したが、利用頻度の低い自動交付機については、合併前の設置の経緯もあるため、住民感情に配慮しながら慎重に実態と費用対効果について調査中である。</p> <p>今後は、地域住民の理解が得られるよう、調整を行い、利用頻度等効率の良い場所への移設も含め、自動交付機の積極的活用を検討したい。</p>

<p>人権政策課</p>	<p>(1)市有財産売却の収入未済額については、引き続き解消に向け努力されたい。</p> <p>また、長期滞納者については賃貸借契約への移行についても検討されるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>催告状及び訪問徴収を実施中。</p> <p>引き続き、各世帯の聞き取り調査をする。</p> <p>(収入、生活費、家庭状況、今後完済可能かどうか等)</p> <p>また、聞き取り調査の中で、賃貸借契約への移行について検討する。</p>
<p>環境課</p>	<p>(1)環境にやさしいエネルギーへの移行が課題となる中、「伊勢市地域新エネルギービジョン」に基づく重点事業として、生ごみ、廃食用油のエネルギー利用の実現に向けて調査されているが、生ごみによるバイオマスエネルギー化は焼却施設の延命化が図れるなど、大きな期待を寄せるところである。</p> <p>今後も経済性を十分に考慮され、事業を推進されるよう望むものである。</p> <p>(2) ごみの減量化、資源化の推進と受益者負担の観点から、ごみ処理の有料化について引き続き検討されたい。(旧資源循環課分)</p> <p>(3) ごみ収集・処理業務については、合併協議に基づき異なる収集内容及び収集体制により実施されているところであるが、格差の是正及び収集効率の向上を図るため、十分に地域住民の理解を得ながら早期統一に向けて取り組まれるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>現在も、伊勢商工会議所主催の「生ごみ(新エネ)研究会」等において、バイオマスエネルギー導入に向けた事業を検討中です。今後も、国県等関係機関と情報交換を図りながら、経済性を踏まえたうえでの事業推進を図ります。</p> <p>「検討中」</p> <p>ごみ量等の推移や住民の排出状況を見極めながら、引き続きごみ処理の有料化について検討していく。ただし、ごみの収集方法等の統一がなされてからとする。</p> <p>「検討中」</p> <p>統一に向けての基本方針について素案を作成した。今後手続きを経て統一を図っていく。</p> <p>また、ステーション化については推進中である。</p>

	<p>また、戸別収集地域におけるステーション化を一層推進されたい。(旧資源循環課分)</p> <p>(4) ごみの減量化及び資源化を図るため資源化実験事業に取り組まれているが、減量化率等微減しているため、より実効性のある実験となるよう対策を講じられたい。</p> <p>また、ごみ減量化容器購入等に対する補助による使用状況及びごみの減量化率の効果について常に検証を願うものである。(旧資源循環課分)</p>	<p>「実施中」</p> <p>地域住民と協議しながら、より効果的な方法等について検討していきたい。</p> <p>また、生ごみ処理機購入者についてアンケート調査を実施。状況を把握に努めている。</p>
<p>清掃課</p>	<p>(1) 収集における効率化を図り、一部民間委託によるごみ処理経費の削減に取り組まれているところである。民間委託の拡大を図られるよう望むものである。</p> <p>(2) 職員の健康管理、交通事故、及び公務災害の防止については鋭意取り組まれているところであるが、今後とも的確な指導を願うものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>収集における民間委託の拡大については、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に伴い定めた合理化事業計画(旧伊勢市地区)により、既に委託実施済の資源びん収集に引き続き、平成20年度には紙・布類、平成21年度にはプラスチック製容器包装の委託を開始しました。今後も合理化事業計画に基づき、民間委託による収集品目の拡大を行っていきます。</p> <p>「実施中」</p> <p>職員の健康管理については、朝礼やミーティング等で常日頃から注意を促しています。また、ハッピーマンデーにおける収集業務についても健康管理の観点から振替処理を実施しました。</p> <p>交通事故及び公務災害の防止については、朝礼、標語、声かけ、グループ討議の外、先進地(津市)でのごみ収集の業務研修(平成20年度 16名受講)、及び自動車教習所でのパッカー車による実技研修(同 10名受講)を実施し、防止についての知識を身につけると共に意識の高</p>

		<p>揚を図りました。</p> <p>今年度については引き続き朝礼、標語、声かけ、グループ討議や自動車教習所での実技研修のほか、県交通安全研修センターでの安全運転研修、及び伊勢警察署員による交通安全教室の実施等により、今後とも組織を挙げて交通事故及び公務災害の防止に取り組んでいきます。</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

定期監査結果（前期）に対する措置状況

【健康福祉部】

所管課等	意見	措置状況
健康課	<p>(1) 医療制度改革に伴い、特定健康診査等が実施されているところである。生活習慣改善や一次予防を目指した健康づくりが重要となる中で、今後引き続き「自らの健康は自ら守る」という健康に対する自己管理意識の啓発に取り組まれるとともに、誰もが生涯を通じて健康でいきいきと暮らすためにも、関係各課と連携し、健康づくり事業の推進に一層積極的に取り組まれるよう望むものである。</p> <p>(2) 市民の利便性の向上のため、横断的な取り組みとして健康福祉部内の医療保険などに関する簡単な窓口業務のワンストップサービスを推進されるよう願うものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>健康づくり指針に基づき、生活習慣病予防に重点をおき医療保険課、地域包括支援センター等と連携をしながら市民の健康づくりに取り組んでいます。</p> <p>「実施中」</p> <p>特定健康診査の受診券再発行については、健康課、医療保険課、介護保険課、各総合支所で実施しています。今後も健康福祉部内で適宜、推進にむけ調整をしていきたい。</p>

医療保険課	<p>(1) 国民健康保険料については、後期高齢者医療制度が導入されたことにより収納環境が一段と厳しくなることも予想され、国民健康保険料（税）の収入未済額の増加による、国民健康保険特別会計への影響を懸念するものである。更に加入者の理解を求め、折衝機会の確保や差押え等厳正な対処を行うなど収納率の向上及び滞納抑制に一層努めるとともに、不納欠損額の縮減に引き続き格段の努力をされたい。</p> <p>(2) 時間外勤務については、新たな医療制度の定着、安定した運営などやむを得ない事情も理解するが、人件費削減にむけ努力されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>国民健康保険制度の健全運営のため、年間を通し催告書等の送付、休日・夜間徴収、夜間電話催告等により、徴収率の向上に努めるとともに、滞納者との折衝機会を増やし分納誓約等による時効中断措置をとりながら、不能欠損額の減少に努めます。また、収納体制、収納方法についても今後、関係課と検討していきます。</p> <p>「実施中」</p> <p>後期高齢者医療制度の定着、国保制度の改正等への対応、並びに職員の産休により一人当たりの業務量は増加していますが、業務の手法の見直しを行うなど職員間で協力し合いながら時間外勤務を減らすべく努めています。</p>
介護保険課	<p>(1) 介護保険料については、加入者負担の公平の観点から徴収体制の強化が図られているが、分割収納等時効の中断に積極的に取組まれ、より一層の収入の確保に努められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>加入者負担の公平の観点から、訪問徴収・文書催告など今後も徴収体制を強化するとともに、高齢者福祉の推進からも、今後も被保険者の納付の機会を確保することにより、より一層の保険料収入の向上に努めます。</p>

<p>生活支援課</p>	<p>(1) 生活保護については、他の自治体で不正受給が発覚し、厳しい監視の目が向けられているところである。生活保護の認定作業にあたっては、法の趣旨にのっとり、又、不公平のないよう、適正な調査に基づき、厳正、慎重な取り扱いを望むものである。</p> <p>(2) 社会福祉協議会の本来の役割については、従来からの踏襲型でなく、見直す時期にきているため、その方向性を明確に整理されるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>他市における不正受給の事件を教訓として、あらゆる機会を捉えケースワーカーにはモラルの徹底を図ることはもとより、担当者レベルで支給することがないよう、経理担当係、支援係長、援護担当副参事、課長による十分な支給業務に対する精査体制を作っていくことで、不正受給の防止に努めていきます。</p> <p>生活保護の運営にあたっては、保護者の状況を的確に把握したうえで、濫給、漏給がないよう、より一層の生活保護の適正化の推進を図っていきます。</p> <p>「実施中」</p> <p>社会福祉協議会の役割については、21年度策定予定の地域福祉計画に明記し、方向性を整理していきます。また、地域福祉計画を実効性のある計画とするため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定し、基本理念と基本目標を共有することで、これまで以上に連携を緊密にし、市及び社会福祉協議会がそれぞれの役割のもと、地域の実情に合った事業を展開し地域福祉の推進を図っていきます。</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>こども課 (各保育所 含む)</p>	<p>(1)今、社会問題となっている保育料の滞納により、収入未済額が年々倍増しており憂慮するところである。徴収体制の確保が困難な状況も理解するが、公平な負担の観点からも保育所に在所している間に所長等と連携して、あらゆる手段を講じて納付指導を行い、早期の徴収に努められたい。時代の流れに反することであるが、現金納付について検討されたい。</p> <p>なお、時効の完成により権利の消滅したものについては不納欠損処分を適切に行なわれたい。</p> <p>また、私立保育所の保育料は、現在市が徴収し、収入未済額も含めて私立保育所に渡しているが、私立保育所自らが行うように、私人委託について検討されたい。</p> <p>(2)放課後児童クラブにおける死亡事故については、衷心より哀悼の意を表するところである。</p> <p>市が民間委託する放課後児童クラブについて損害賠償保険金を負担しているが、公金支出の是非について精査願うものである。</p> <p>(3)放課後児童クラブの利用料については、民間と格差が生じていることから早期の是正及び利用者負担の適正化に向けて検討されるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>保育料未納者に対しては、文書のほか、公立保育所所長とともに個別訪問を実施したことにより一定の効果は得られたが、引き続き訪問頻度を増やすなど徴収体制を確立し、未収金の解消に努めたい。</p> <p>また、平成20年度において、時効の完成により権利の消滅したものについての不能欠損処分を行いました。</p> <p>私立保育所への保育料徴収の委託については、私立保育所全園の協力が得られるよう、引き続き伊勢市私立保育連盟と調整していきたい。</p> <p>「検討中」</p> <p>児童を一定時間預り、見守っていく事業には不測の事態が起こるリスクが非常に高く、事故が起こらないように万全の体制をとることが不可欠です。</p> <p>また、万一事故が起こったとき、治療費等の賠償責任保険に加入することは、当事業を運営するにあたり必要なことであると考えます。</p> <p>民間クラブの運営状況を鑑み、市において経費負担をしておりますが、課題として検討してまいります。</p> <p>「検討中」</p> <p>旧町村における公設クラブと、旧伊勢市における民間クラブの利用料には相当の差が生じております。</p> <p>適正な受益者負担額の程度を含め、公・民クラブの利用料の平準化を検討してまいります。</p>
-------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(4) 時間外勤務についてはやむを得ない事情も理解するが、特定の職員に集中しているため、健康管理の面からも平準化を図り、人件費削減に向け努力されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>業務多忙時期における職員の時間外勤務については、業務改善によりその量を減らすこと、適正な業務配分を心がけ特定の職員に偏らないようにすることを念頭に、管理職を中心に取り組みを続けていきます。</p>
長寿課	<p>(1) 高齢化が進展する中で、介護予防事業を担っているが、関係各課と連携を図り、総合的対策の一層の充実に努められたい。</p> <p>(2) 地域包括支援センターが新たに開設されるが、伊勢市地域包括支援センターとの整合を十分図り、効率的、効果的な運営による経費の削減と福祉サービスの向上に努められるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>介護保険課、健康課と連携を図り、対象者の把握、周知、ケアプランの作成、介護予防の実施を行っています。</p> <p>「実施中」</p> <p>各事業やケース対応などには、情報の提供や相互協力を行い、機能の向上を図っています。経費についても、担当区域を設定し、効率的な運営を行い削減に努めています。</p>
障がい福祉課	<p>(1) 時間外勤務については、窓口対応及び電話相談などやむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>障害者自立支援法施行から2年経過となる平成20年度は各担当職員個々による事務処理の効率化、時間外抑制に対する職員意識の向上、ノー残業デイの取り組みの徹底等、時間外勤務削減に努めており、平成20年度の時間外勤務の実績は、前年度を大きく下回っているところであります。</p>

定期監査結果（前期）に対する措置状況

【産業観光部】

所管課等	意見	措置状況
商工労政課	<p>(1)伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社に対する貸付金については、平成22年度に償還期限が到来するため、十分な事前協議を重ね、遅滞ない返還処理をされるよう望むものである。</p>	<p>「検討中」</p> <p>現在、伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社では、借入金の早期解消に向けた経営改善に取り組んでいる。その中で償還計画も策定しており、今後取締役会等で検討を加えることとしています。</p>
産業支援課	<p>(1)起業家支援室を利用している利用者の事業所の本社登記住所が起業家支援室となっているため、法律的な部分も含め整理されたい。</p> <p>(2)サン・サポート・スクエア伊勢については、市単独事業による県内初の施設として費用対効果も含め各方面から注目されているところであるが、開設後間もないことも要因となり、全体的に利用状況が極めて低いことから、利用者拡大に向け実効性のあるPR策を検討されたい。</p> <p>(3)新産業創出支援事業補助金については、審査会を経て交付決定されているが、事業の採択にあたっては地場産業の活性化と企業力の強化を図るものとなっているかどうか、新開発の事業内容及び成果を十分精査され、補助効果の向上を願うものである。</p> <p>(4)企業誘致については、現下の</p>	<p>「措置済み」</p> <p>弁護士へ相談をしたところ、「それにより市に不利益が生じることはなく、法令に違反することもないが、退去後もそのままだと問題がある」とのことだったので、今後は、使用許可書に「退去時に登記所在地を変更すること」と記載し、厳守させることとする。</p> <p>「措置済み」</p> <p>当施設の想定顧客である中小製造事業者へ、支援情報を提供していくために、1月から月2回程度メールマガジンを100社超に送付している。また平成21年度から広報いせに産業支援センターコーナーを毎月づくり、情報を発信していく。さらには平成21年度に施設パンフレットの作成・配布を行う。</p> <p>「実施中」</p> <p>今後は、審査会において「地場産業の活性化と企業力の強化」の観点も含めた審査をしていただくように各委員に依頼するとともに、過去に補助金交付した企業の状況について引き続き聞き取りをすることで事業成果の把握に努め、今後の改善を図っていきたい。</p> <p>「実施中」</p>

	<p>厳しい経済状況の中で大変難しい面もあると察するが、積極的なPR活動を展開され、実効性のある誘致対策を推進されたい。(企業誘致課分)</p> <p>(5) コピー代について、納入通知書兼領収書を発行しているが、随時の収入であることから、出納員等の任命について検討されたい。(企業誘致課分)</p>	<p>平成21年度からは、産業支援課として、市内の企業を定期的に訪問し、より深い企業との連携強化に努めてまいります。</p> <p>また、PR活動で重要となるパンフレットや、ホームページの掲載内容の充実と並行し、それらを効果的に活用できる機会や場所を検討し実施してまいります。</p> <p>「措置済み」</p> <p>収入の確実性、納入者の処理負担軽減の観点から、出納員の任命・領収印は必要であると思われますので、出納員の任命・領収印を設置し、適切に処理します。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>農林水産課</p>	<p>(1) 現在、遊休農地をどのように活用していくかが課題となっていることから、新たな農業施策として、関係課及び関係機関と十分な連携を行い、農地及び遊休農地の有効活用を検討するとともに、成功事例が他府県にあるので、農業先進地事例を研究され、農業従事者の安定した収入の確保のため、経営指導を行っていただきたい。(旧農林課分)</p> <p>(2) 漁港の整備、アサリ養殖及び稚鮎等放流事業を行い漁業経営の安定化のため取り組まれているところであるが、今後も資源の確保と漁獲量の増大を図り、漁業振興のため努力されたい。</p> <p>なお、各放流事業については、関係機関と連携し効果の測定を実施されたい。(旧水産課分)</p>	<p>「実施中」</p> <p>遊休農地の活用は、国においても重要課題として捉えており、制度改革も含めた諸施策を進めているところです。伊勢市においても、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想を策定し、遊休農地の発生防止・解消に努めることとしています。平成 20 年度に遊休農地のうち農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分分けを行いました。農業利用を図る農地と位置付けた遊休農地は、今後営農再開に向け、農業委員会等と連携し、担い手への利用集積、特定法人貸付事業の促進などに取り組んでいくこととしています。</p> <p>さらに先進地事例、国の補助制度等の情報収集を行い、地域農業の持続的発展を図ります。</p> <p>「実施中」</p> <p>今後も漁港の整備や各種放流事業等を通じて、漁業経営の安定化に努める所存です。</p> <p>なお、放流事業の効果測定については、一部魚種について研究機関による測定も行われておりますが、いまだ未開発課題です。今後も国・県の研究機関や漁業者からの聞き取りなどを通じて効果の検証方法を検討します。</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>観光企画課</p>	<p>(1) 観光客誘致については、観光販売システムズなど民間とのタイアップにより販路拡大に取り組まれ、クーポン利用による入込客数の把握など事業効果の検証を兼ねた仕組みづくりは評価するところである。今後も魅力あるしかけづくりなど効果的な観光戦略を展開されたい。</p> <p>また、観光行政には専門家のノウハウを活かすことは極めて有効であるので、積極的な活用を望むものである。</p> <p>(2) 平家の里の指定管理については、応募者がいない残念な状況となり閉鎖もやむを得ないと思慮するところである。今後は当地の地域資源を活かした地域主体による振興策が展開されるよう期待するものである。</p> <p>(3) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、引き続き人件費削減に向け努力されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>市場動向に重きを置き、関係者、専門家の意見を取り入れながら効果的な観光客誘致を努めている。</p> <p>「検討中」</p> <p>平家の里の指定管理について、全体として効果的な展開を図るよう調整中である。</p> <p>「実施中」</p> <p>効率的な業務への取組に努めている。</p>
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>観光事業課</p>	<p>(1) 全日本花いっぱい伊勢大会については多大な経費を要するため、費用対効果を考慮のうえ、一過性の事業となることを防止し、リピーターの確保に向けた対策に取り組まれない。</p> <p>また、大会を成功させるため、市民、関係団体などに協力を呼びかけ会場以外が花いっぱいとなるよう願うものである。</p> <p>(2) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>本事業では、市民全体で行う事業として、市民花壇の製作などさまざまな取り組みを行っている。</p> <p>また平成25年の御遷宮までは特に、来訪者が増加するであろうことから「花と緑のまち伊勢 5ヵ年計画」など今後、伊勢を花いっぱいのまちとして、誘客、おもてなしができるよう取り組んでいく。</p> <p>「実施中」</p> <p>職員一同、時間外勤務の削減には努力しているところであるが、今年度からの新規事業や、市民との夜間会議の増、また休日のイベント開催等、事業を行う上でやむを得ない事情もある。</p> <p>しかし、職員の健康管理の点からも更なる削減、見直しを行いたい。</p>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>交通政策課</p>	<p>(1) 海上アクセスと宇治山田港湾の発展については、広域的連携が極めて重要である思慮するところである。所期の目的の達成に向け、トップセールスによる一層の推進を期待するものである。</p> <p>(2) 三重交通の伊勢大淀線については今年度末で廃止の意向が伝えられるなど当市を取り巻く公共交通網はより一層厳しいものとなっている。</p> <p>今後はコミュニティバスのルートの検討に加え、デマンド方式、タクシーの効率的活用など新たな公共交通のあり方を模索する必要があるが、費用対効果を考慮し総合的、体系的な公共交通施策について検討されるよう望むものである。</p> <p>(3) 時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、引き続き人件費削減に向け努力されたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>中部国際空港との海上アクセス事業については、運航予定事業者の運航辞退以降、新たな運航事業者の開拓に全力を挙げてきたが、現在の厳しい社会経済情勢の中、伊勢航路を開通させることは、市にとって経済的な負担・リスクが大きいと判断し、社会経済情勢が安定するまで海上アクセス事業を凍結することとした。また、ターミナル施設については、活用する方法を十分に検討すべきとの意見を多くいただいていることから、市民の皆様にも幅広く利活用いただき、親しまれる施設となるよう、出来るものから取り組みを進めるとともに、環伊勢湾の交流拠点としたい。</p> <p>「実施中」</p> <p>平成21年度のコミュニティバスの運行については、伊勢大淀線の廃止に伴い、新たに「東大淀・日赤ルート」を追加し、全10ルートでの運行を予定している。今後については、限られた財源の中で、定時・定路線でのバス運行以外の交通手段も視野に入れながら、より効果的・効率的な公共交通サービスを提供するため検討を進めていく。</p> <p>「実施中」</p> <p>市民からの要望が多様化している中、市として必要であるものを見極めながら、引き続き、効率的な業務遂行に努めたい。</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

定期監査結果（前期）に対する措置状況

【都市整備部】

所管課等	意見	措置状況
<p>監理課</p>	<p>(1)事務補助団体の各種負担金の繰越金が多額になっているものが見受けられた。厳しい財政状況下であるため、各構成団体と協議し、事業内容等を勘案のうえ、一時的な負担金支出の見送りも含め、負担額の適正化について見直しされたい。</p> <p>なお、総会等の会議費については、公の施設や準じる施設で開催するなど経費の削減に努められたい。</p> <p>また、支出が新聞広告代のみのものが見受けられたので、事業が形骸化していないか検証されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>7団体のうち、負担金を徴収せず繰越金のみで運営している団体が3団体あり、残り4団体のうち2団体についても、平成21年度から負担金の徴収を一時的に見送り、繰越金のみでの運営を行っていく予定となっております。</p> <p>会議費については、2団体が公の施設で総会等を行っていますが、今後は他の団体も出席者の交通の利便性等を勘案した上で、可能な会議から公の施設を利用し、経費の削減に努めたいと思います。</p> <p>事業の形骸化についてですが、各団体の事業については事業推進のための関係各省庁への要望活動が主となっており、それに伴う経費については、要望時期等を各団体であわせて行うことから、経理上表れない団体もあります。</p> <p>また、母体組織の定期総会や意見交換会に参加するなどし、情報収集にも努めています。</p>

都市計画課	<p>(1) 商工会議所等関係機関との連絡調整を密にしながら、まちづくり会社の早期設立に向けて鋭意努力されるよう望むものである。</p> <p>(2) 駅前整備については同趣旨の調査委託が見受けられるので、今後整理統一されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>現在、伊勢商工会議所及び市内関係部署と定期的に情報交換会を開き、お互いの持っている情報の共有化を図りつつ、中心市街地の活性化方策の検討、実施に向け取り組んでいるところである。</p> <p>「実施中」</p> <p>調査委託については、社会情勢の変化やその時々での検討の熟度により、調査内容が異なるものであるが、今後も重複が発生しないよう注意したい。</p>
基盤整備課	<p>(1) 快適な市民生活に欠かせない道路整備及び街路整備並びに浸水対策事業等の基盤整備については、必要不可欠なことから優先順位等の実施計画に基づき事業を推進されるように望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>道路・河川等の各種施設の整備については、適正な事業計画を策定し優先順位を考慮しながら整備を進め、安全・快適なまちづくりに努めていきます。</p>

維持課	<p>(1) 土木施設の維持管理及び補修等においては市民生活に影響を及ぼさないよう適切な対応を望むものである。</p> <p>なお、直営工事については、緊急時に迅速な対応ができるという利便性もあるが、コスト面において委託した場合の比較検討も行い、今後の課題として研究されたい。</p> <p>(2) 土地賃借料において、利用度の低い借地については見直しが必要と思われる。</p> <p>(3) 時間外勤務については、業務量の増などやむを得ない事情も理解するが、特定の職員に集中しているため平準化を図り人件費削減に向け努力されたい。</p>	<p>「実施中」「検討中」</p> <p>土木施設の維持管理及び補修等においては、市民生活への影響が最小限になるよう努力したいと思います。</p> <p>また、直営工事については、コスト面において委託した場合との比較検討を行い研究したいと考えます。</p> <p>「実施中」</p> <p>二見町地内三津公園については、利用者が少ないことから、平成21年度中に公園施設を撤去し、賃貸借契約（10年契約）の切れる平成22年度からは契約を更新しません。</p> <p>「実施中」</p> <p>平成21年度4月より補修係から管理係へ職員1名の課内異動を行い、時間外の多い職員の仕事を分担させ、業務の平準化を図るようにしています。</p>
用地課	<p>(1) 不動産の精度を高めることは、官民境界の立会の簡素化、土地取引及び公共事業等の円滑化や経費の削減、固定資産税等課税客体の適正化等の諸成果が期待できることから、地籍調査の確実な推進を願うものである。</p> <p>(2) 用地の取得、補償交渉等の業務にあたっては多々の苦労が伺えるがところであるが、工事の円滑な推進のため、更なる努力を期待するものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>平成22年度実施に向け、平成21年度を準備期間として、嘱託職員の賃金の予算化がされたところである。</p> <p>「実施中」</p> <p>土地所有者の価値観の多様化、権利意識の高まり等より複雑・困難の度を増しているが、担当職員の用地事務における資質向上に努め、情報の共有化等、連携を密にしながら粘り強く進めていきたい。</p>

<p>建築住宅課</p>	<p>(1)生活保護受給者の住宅使用料については、受給者及び関係課と協議を重ねられ、委任による生活保護費からの納付に取り組まれるよう望むものである。</p> <p>また、引き続き収入未済額の解消に向け努力されたい。</p> <p>(2)住宅新築資金等貸付事業償還金の収入未済額の解消については、引き続き努力されるよう望むものである。</p> <p>(3)市営住宅入居申込みについては、申し込み資格の有無を選考委員会の認定を経て最終的には抽選により決定している。また、民間の選考委員の中には専門家でない委員もみえることから、経費削減の観点からも庁内体制による選考委員会について検討願うものである。</p> <p>なお、入居時の連帯保証人の資格については、市営住宅管理条例施行規則で規定されているが、基準の厳格化についても検討願うものである。</p> <p>(4)耐震診断基準に満たない市営住宅については、入居者の安全確保のため早期に解体を行なうとともに整備方針については将来の市営</p>	<p>「実施中」</p> <p>市営住宅入所者内の生活保護受給者宅の戸別訪問を行ない、住宅使用料の納付委任払いへの承諾を得られるよう努めています。</p> <p>また、滞納者に対しては納付指導・請求のほか、連帯保証人への納付指導依頼及び請求を実施するとともに、年末・年度末・出納閉鎖期間等に全課体制による徴収や休日徴収を実施し、収納率の向上に努めています。</p> <p>「実施中」</p> <p>本人及び相続人への納付指導・請求のほか、連帯保証人への納付指導依頼及び請求を実施するとともに、本人・保証人・相続人の実態調査、納付再開に向けた催告の強化、口座振替の推進、徴収嘱託員による請求及び集金を実施することにより、収納率の向上に努めています。</p> <p>「未実施」</p> <p>生活困窮者の救済といった福祉色の濃い市営住宅にとっては、申し込みの公平性を客観的に確認する上で、民間人等から構成される選考委員会が必要と感じておりますが、指摘の点から後については検討を行っていきたいと思います。</p> <p>「実施中」</p> <p>耐震診断基準に満たない市営住宅については、戸別訪問を行ない入居者の安全確保のため、安全性のある団地への移転をお願いしています。</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>住宅の方向性について十分議論を尽くされ、計画を策定していただきたい。</p>	<p>また、市営住宅の活用・整備方針については、市営住宅活用計画（21年度～25年度）を策定いたしました。</p>
--	-------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

定期監査結果（前期）に対する措置状況

【各総合支所】

所管課等	意見	措置状況
<p>二見総合支所 地域振興課</p>	<p>(1)多額の郵便切手が保管されていたが、予算の効率的執行を図る観点からも、必要最低限の枚数を保管されるとともに、即時利用の見込めないものについては、保管転換するなど有効活用されたい。</p> <p>(2)マイクロバスについては使用目的を精査されるとともに、一義的には年間契約を行っている管財契約課所有のマイクロバスの使用が有利であるため、全庁的な観点から可能な限り利用課及び所管課と日程調整し、委託料の削減に努められるよう望むものである。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>宅配便及び郵便物において発送していたものの内、郵便物で発送可能なものについては、郵便物で発送するなど、郵便切手の有効活用に努めている。</p> <p>「措置済み」</p> <p>指摘事項を受け、管財契約課所有のマイクロバスを優先的に使用することで管財契約課とも協議し、依頼課にはその都度、管財契約課所有のマイクロバスの使用で賄えないか検討を依頼し、その後使用を許可している。</p>
<p>二見総合支所 生活環境課</p>	<p>(1)ごみ収集・処理業務については、合併協議に基づき異なる収集内容及び収集体制により実施されているところであるが、格差の是正及び収集効率の向上を図るため、十分に地域住民の理解を得ながら早期統一に向けて取り組まれるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>H22年度伊勢市のごみの収集方法等の統一の実現に向けて、今年度の最重要事業として環境課と各総合支所生活環境課が一丸となって取り組んで分別方法等の統一を推進していく。</p>

<p>二見総合支 所 福祉健康課</p>	<p>(1)放課後児童クラブの利用料については、民間と格差が生じていることから早期の是正及び利用者負担の適正化に向けて検討されるよう望むものである。</p> <p>また、社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会に対して放課後児童クラブの管理について指定管理を行っているところであるが、利用料の徴収業務を含めた委託とするよう検討されるとともにそれぞれ異なる委託料の積算根拠についても整理されたい。</p> <p>(2) 放課後児童クラブについては、平成22年度末の指定管理期間満了に伴い、運営形態を検討されるとともに、民間委託を行う場合の人員費の算定にあたっては、職員の配置状況など他のクラブと経費について十分比較検討されるよう望むものである。</p>	<p>「検討中」</p> <p>放課後児童クラブの利用料について、民間との格差是正、利用者負担の適正化、改正の時期について引きつづき検討いたしたい。</p> <p>また、社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会との指定管理契約における委託料と委託業務内容についても検討を行いたい。</p> <p>「検討中」</p> <p>放課後児童クラブの指定管理契約は平成22年度にて満了するため、それまでに市営クラブの統一的な運営と職員配置とその費用について、民間の状況も調査し、比較検討を行いたい。</p>
------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>小俣総合支所 地域振興課</p>	<p>(1)「おばたまつり」については、実行委員会方式による市民手作りのまつりとして運営され関係者の準備や努力に対し敬意を表するところであるが、新市の一体感の醸成のため、継続してまつりのあり方について検討を願うとともに、事務を団体に委ねることについても引き続き協議を重ねられたい。</p> <p>また、負担金の適正化について検討されたい。</p> <p>なお、特別会計で基金が積み立てされているが、基金積み立てにかかる規定がないので、会計を明確にするためにも整備されるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>事務局の移管について、まつりのあり方の検討と共に、実行委員会の場において重要な課題として取り上げ、候補となりうる団体と交渉している。</p> <p>「検討中」</p> <p>実行委員会においては、開催経費の削減に努めているところであるが、負担金の適正化についても、さらに検討していきたい。</p> <p>「措置済み」</p> <p>規定については、平成21年2月28日開催の実行委員会において「おばたまつり特別会計設置規程」を制定した。</p>
<p>小俣総合支所 生活環境課</p>	<p>(1)小俣北部保健福祉会館に設置されている自動交付機については、設置の経緯、合併協議を尊重するところであるが、利用頻度が低いことから、他所での有効活用について地域住民の理解が得られるよう調整を願うものである。</p>	<p>「検討中」</p> <p>合併後数年経過したが、過去の設置の経緯もあり住民感情に配慮しつつ、今後は、使用頻度等効率の良い場所に移設することも含め検討中。</p>

<p>小俣総合支所 福祉健康課</p>	<p>(1)放課後児童クラブの利用料については、民間と格差が生じていることから早期の是正及び利用者負担の適正化に向けて検討されるよう望むものである。</p> <p>また、社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会に対して放課後児童クラブ及び児童館の管理について指定管理を行っているところであるが、利用料の徴収業務を含めた委託とするよう検討されるとともに各クラブで異なる委託料の積算根拠についても整理されたい。</p> <p>(2)放課後児童クラブの指定管理期間満了後は、統一的な運営形態となるよう検討されるとともに、民間委託を行う場合の人件費の算定にあたっては、職員の配置状況など他のクラブと経費について十分比較されるよう望むものである。</p>	<p>(1)「検討中」</p> <p>放課後児童クラブの利用料について、民間との格差是正、利用者負担の適正化。改正の時期について引きつづき検討したい。</p> <p>また、社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会との指定管理契約における委託料と委託業務内容についても検討を行いたい。</p> <p>(2)「検討中」</p> <p>放課後児童クラブの指定管理契約は平成22年度にて満了するため、それまでに市営クラブの統一的な運営と職員配置とその費用について、民間の状況も調査し、比較検討を行いたい。</p>
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>御 菌 総 合 支 所 地 域 振 興 課</p>	<p>(1) デジタル化に伴うCATV加入負担金の見直しについては、格差是正の解消がスムーズに移行するよう、あらかじめ地域住民に十分な周知を行われるよう望むものである。</p> <p>(2) マイクロバス使用にあたっては使用目的を精査され貸出しを行なっているところであるが、一義的には年間契約を行なっている管財契約課所有のマイクロバスの使用が有利であるため、全庁的な観点から可能な限り利用課及び所管課と日程調整し、委託料の削減に努められるよう望むものである。</p> <p>(3) 「御菌ラブリバーふれあいまつり」については、新市の一体感の醸成のため、継続してまつりのあり方について検討を願うとともに、事務を団体に委ねることについても引き続き協議を重ねられたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>今後、新たな防災行政無線の整備方針が決定し、現在のCATVを利用した緊急防災システムの運用方針が決定されれば、速やかに地域住民への周知を行いたい。</p> <p>「措置済み」</p> <p>公益的団体への貸出しについては、各種団体と協議し平成21年度から廃止します。そのため、御菌総合支所所有のマイクロバスについては、管財契約課へ移管する予定です。</p> <p>「検討中」</p> <p>まつりのあり方については、他のまつりと統合に向けて引き続き検討していきたい。また、団体への事務の移管についても、引き続き協議していきたい。</p>
<p>御 菌 総 合 支 所 福 祉 健 康 課</p>	<p>(1) 放課後児童クラブの利用料については、民間と格差が生じていることから早期の是正及び利用者負担の適正化に向けて検討されるよう望むものである。</p>	<p>「検討中」</p> <p>利用者負担金の適正化の検討を実施。民間との格差是正、利用者負担の適正化、及び改正の時期について引き続き検討したい。</p>

定期監査結果（前期）に対する措置状況

【会計課】

所管課等	意見	措置状況
会計課	<p>(1) 資金管理については、資金管理及び運用基準により安全かつ有利な運用をされているところである。しかし、歳計現金については、必要以上の資金が普通預金(決済用普通預金)に保管されていると見受けられるので、適切な資金繰りを行い、更に有利な資金運用を望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>各課に収入及び支出の予定について大口登録を前月20日までに行うように依頼するとともに、各課との連絡をとり状況を正確に把握する。このことにより、決済用普通預金の適正額を把握し、安全かつ有利な資金の運用に努めていきたい。</p>

定期監査結果（前期）に対する措置状況

【市立伊勢総合病院】

所管課等	意見	措置状況
市立伊勢総合病院	<p>(1) 医師及び看護師の確保については精力的に取り組まれているところであるが、病院運営の根幹をなすものであるため、更に努力されるよう望むものである。</p> <p>(2) 患者サービスの向上及び新たな未入金を生じさせないため、クレジットカード納付の導入を願うものである。 また、未収金対策として支払督促制度の活用について検討されているが、積極的に推進されるよう望むものである。</p> <p>(3) 給食業務委託に向けて鋭意取り組まれているところであるが、早期に実現されるよう期待するものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>医師の確保については、大学医学部への働きかけ、インターネットに医師募集の広告を行うなど、医師確保に積極的に取り組んでいます。</p> <p>また、研修医対策として、実習生の受け入れ時点から、卒業に研修先病院に選んでもらえるような環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>看護師の確保については、募集を随時、継続して行うとともに、公立大学法人三重県立看護大学の地域推薦（卒業後4年以上就業する意思がある学生）を行い、平成21年度に1名が入学することが出来ました。さらに、平成21年4月3日に院内保育所を開所し看護師が働きやすい環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>「検討中」</p> <p>昨年末作成いたしました公立病院改革プランにも提示いたしましたように、クレジットカード納付の導入と、支払督促制度の推進を行います。クレジットカード納付については、今年度上半期中に導入すべく準備しております。また支払督促制度については、法的知識及び事前準備の進め方等の知識習得を行い、今年度中に準備が整いしだい開始致します。</p> <p>「検討中」</p> <p>平成22年4月に給食業務委託を開始できるよう準備中です。</p>

定期監査結果（前期）に対する措置状況

【教育委員会事務局】

所管課等	意見	措置状況
教育総務課	<p>意見</p> <p>(1)教育委員については、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する方を選任されているところであるが、その選任方法については、前例踏襲を見直し、一考願、更なる教育行政の充実を願うものである。</p> <p>(2)長が有している予算の執行権については、地方自治法第180条の2の所定の手続きにより委任することで予算の執行権を持つことができることあり、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程に基づき委任されているところである。</p> <p>学校に配当している教育予算についても学校長（学校の職員）に委任を行い、物品購入伺い等の決裁区分について整理し、事務の簡素化、効率化に努められたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項に「委員の任命に当たっては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、保護者である者が含まれるように」と規定されていることから、その選任に当たっては、一定の調整は必要であると考えているが、任命権者である市長部局（職員課）とも調整を図りたい。</p> <p>「検討中」</p> <p>現在、伊勢市教育長事務委任規則により校長への事務委任について規定をしているが、学校への配当予算について補助執行させるためには、関係規則・規程等の改正が必要となる。今後、例規整備を行ったうえで、配当予算の執行権を学校長へ委譲し、事務の簡素化、効率化に努めたい。</p>

<p>学校教育課</p>	<p>(1)保護者待望の中学校給食共同調理場が本格的に共用開始したが、学校給食の安全性の確保と危機管理に万全を期されたい。</p> <p>(2)長が有している予算の執行権については、地方自治法第180条の2の所定の手続きにより正式に委任することで予算の執行権を持つことができることあり、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程に基づき委任されているところである。</p> <p>学校に配当している教育予算についても学校長(学校の職員)に委任を行い、物品購入伺い等の決裁区分について整理し、事務の簡素化、効率化に努められたい。</p> <p>(3)時間外勤務については、やむを得ない事情も理解するが、人件費削減に向け努力されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>学校給食については、食肉の検査証明書の提出、乾物類の原材料証明書の提出を求めるなどして、安心安全な学校給食の実施に努めているところであり、また、運送中の事故及び食中毒等が発生した場合に備え、危機管理マニュアルの作成及び代替食の確保を実施しているところである。今後も安心安全な学校給食の実施に努めていきたい。</p> <p>「検討中」</p> <p>現在、伊勢市教育長事務委任規則により校長への事務委任について規定をしているが、学校への配当予算について補助執行させるためには、関係規則・規程等の改正が必要となる。今後、例規整備を行ったうえで、配当予算の執行権を学校長へ委譲し、事務の簡素化、効率化に努めたい。</p> <p>「実施中」</p> <p>効率的な業務の遂行に努めている。</p>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>生涯学習・スポーツ課</p>	<p>(1)各スポーツ施設等所管施設の管理運営については、直営と委託の経費を十分勘案の上検討し、効率的かつ効果的な管理を望むものである。</p> <p>(2)各種スポーツ大会が多数あるが、参加人数等を考慮され、その削減について検討されたい。</p> <p>(3)地区公民館への施設整備及び備品購入に関する補助については、関係各課の事業との整合性を図りつつ、方向性を検討されるとともに早期に関係団体への周知に努められたい。</p> <p>(4)スポーツ振興係の時間外勤務については、大会行事などやむを得ない事情も理解するが、適切な人員配置を図り、人件費削減に向け努力されたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>各スポーツ施設の形態に応じて、直営、業者委託、指定管理のどれが適当であるか、他市の状況等も調査し、検討をしている。</p> <p>「検討中」</p> <p>各種スポーツ大会については、合併前の旧市町村別に活動を実施している。そのため、体育指導委員の一本化を早期に図りつつ、調整会議において、重複する大会の一本化並びに各大会の参加状況等を踏まえた上での削減・見直し等を図っていく。</p> <p>「検討中」</p> <p>現在の取扱いについては、地域との指定管理協定により実施しているが、市内には公立の公民館と地域立の公民館があり、その取扱いが異なっていることから、次回協定までに方向性を示し、地域との調整を行なうこととしたい（指定管理期間：平成18年9月1日～平成23年3月31日）。</p> <p>「実施中」</p> <p>昨年度1人当たりの時間外勤務が800時間を超えたため、職員課へ職員の増員を要望し、今年度は1名増員となった。これにより、一職員にかかる負担は軽減され、個々の時間外勤務をできる限り削減し、かつ効率的に業務遂行ができるよう、業務改善に取り組んでいる。</p>
-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

文化振興課	<p>(1)尾崎号堂記念館及び山田奉行所記念館の指定管理者制度の導入については、鋭意取り組まれているところであるが、受け皿の状況を注視され、引き続き努力されるよう望むものである。</p>	<p>尾崎号堂記念館：「実施中」 指定管理制度の導入に向けて準備調整中である。</p> <p>山田奉行所記念館：「検討中」 現在の業務委託と比較して、指定管理制度導入によるメリットを検証した上で、その是非について検討中である。</p>
教育研究所	<p>(1)ICTを活用した教育活動は習熟度向上の効果も検証されていることから、指導の充実を図るとともに、一層の推進を期待するものである。</p> <p>(2)教育研究所においては事務業務多端により、研究員が果たすべき本来の研究事業が遂行できない遺憾な状況となっている。研究体制の充実を図り教育振興に寄与していただきたい。</p>	<p>「実施中」 IT新改革戦略における教育の情報化をすべく、ICT教育環境の整備、教育職員のスキルアップに係る講座開催、ICT活用授業に係る研究・研修等の充実を図っていく。</p> <p>「実施中」 業務の精査、研究所内のグループサーバの活用を推進し、業務データの共有による事務業務の効率化を図っていく。</p> <p>「検討中」 アウトソーシングも視野に入れ、業務の精査を進め研究体制の充実を図っていく。</p>